

業務指示書

ウクライナ国金融セクター調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月13日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

() (外国法人は登記簿写を提出してください。)

() 法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めず、また、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：金融セクターに係る調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／金融セクター調査1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：金融セクター調査に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 金融規制・監督の枠組み】

- 1) 類似業務の経験：金融規制・監督の枠組みに係る各種業務（国内または国外における業務経験必須）
- 2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月16日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UAH1 = 4.09 円 , US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／金融セクター調査1
金融規制・監督の枠組み

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月14日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ウクライナ国金融セクター調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／金融セクター調査 1	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 金融規制・監督の枠組み	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 案件の背景

ウクライナ国（以下ウ国）政府は、2014年11月に発効したEUとの連合協定に基づき、健全な金融システムの構築と経済発展を目指して、「2020年までのウ国金融セクター改革のための包括的プログラム」やアクション・プランを策定したほか、国営銀行改革に関する戦略ペーパーを策定している。また、IMFはExtended Fund Facilityを、世界銀行はFirst Programmatic Financial Sector Development Policy Loanをそれぞれ供与するなど、国際機関も改革の動きを支援している。

しかし、不正や不適切な資金管理、長期不況並びに通貨下落や国際収支の悪化に加え、ウ国東部での紛争及びロシアによるクリミアの違法占拠等が経済活動に悪影響を与えており、ウ国の金融セクターは、債務不履行により銀行が大量の不良債権を抱えている。国営銀行を管轄するウクライナ財務省は、それらが保有する不良債権のリスク分析とその処理に向けた計画作成を行う方針であるが、人材や資金不足のため、未だ計画を策定できていない。さらに、政府資金及び国営銀行の預金を活用し運用するための金融制度が整備されておらず、政府は効率的且つ効果的な公共投資を実施できていない。

かかる状況下、ウ国政府の要請に基づいて、ウ国財務省職員の能力強化を通じて国営銀行の改革及び金融制度の再構築に取り組むべく、ウ国政府は(1)国営銀行の制度改革のための戦略及び不良債権と債権処理機関に関する戦略の作成支援、(2)破たん銀行処理及びペイオフを適切に行い預金者を保護する金融システムの強化支援、(3)(1)及び(2)に関する日本の知見・経験（財政投融资等）を踏まえてウ国財務省への提言を行う「財務大臣アドバイザー」の派遣を我が国に要請し、2016年1月から長期専門家（財務大臣アドバイザー）を派遣している。

また、JICAは上述の長期専門家の活動に関連させて、ウ国政府の要請に基づき2016年度に「金融セクター監督機能強化」（個別案件（研修））の実施を決定した。研修は2回に分けて行われ、第1回は国別研修「政府系金融機関および財政投融资の役割」として2016年7月末に実施済みであり、第2回の国別研修「金融監督制度の見直し」が11月下旬～12月上旬に実施予定である。国別研修へ参加し、我が国の知見・経験の共有を通じて、ウ国政府関係者が金融セクターの金融規制・監督の枠組みに関わる知見を強化することを目的としている。

他方、昨今のウ国を取り巻く環境は流動的であり、第2回の国別研修を含め、更なる支援を効果的に実施するうえで、ウ国政府が実施中の国営銀行部門改革の進捗や金融セクターの最新状況を把握して課題を洗い出しておく必要がある。本業務では第2回国別研修前に金融セクター調査の第1次現地調査を行い、現況と課題を把握・分析し、得られた情報を国別研修にも活用することも目的としている。

2. 長期専門家の概要

(1) 案件名

財務大臣アドバイザー

(2) 上位目標

ウクライナ国内の金融システムの安定化及び預金者保護システムの強化に必要な制度が構築される。

(3) プロジェクト目標

国営銀行の不良債権処理及び金融制度の再構築のための支援方針が取りまとめられる。

(4) 期待される成果

- 成果 1. 国営銀行の不良債権処理スキームの形成に向けた計画が立てられる。
- 成果 2. 金融機能強化に向けた計画が立てられる。
- 成果 3. 財務省の国営銀行の監督・指導能力強化にむけた支援策が立てられる。

(5) 活動の概要

【成果 1：国営銀行の不良債権処理スキームの形成に向けた計画が立てられる。】

活動 1-1：財務省による国営銀行の不良債権処理方針立案に対する助言・指導を行う。

活動 1-2：国営銀行の不良債権の処理スキームの形成のための指導を行い、その計画立案を補助する。

活動 1-3：多様な国営銀行の不良債権処理手法・方針について、関係機関の理解促進を支援する。

活動 1-4：上記に係る必要な情報収集及び分析調査を行なう。

【成果 2：金融機能強化に向けた計画が立てられる。】

活動 2-1：国営銀行等の預金の有効な活用方法に関し調査・分析を行い、金融制度の再構築も視野に入れた金融機能強化に向けたスキーム作成を支援する。

活動 2-2：日本の財政投融资制度の導入手法を指導し、その道筋を提供する。

【成果 3：財務省の国営銀行の監督・指導能力強化にむけた支援策が立てられる。】

活動 3-1：財務省職員の国営銀行の監督・指導能力に係るギャップ分析を行う。

活動 3-2：監督・指導能力強化に係る課題点が明らかにされ、能力強化手法に関する指導や研修を実施する。

活動 3-3：上記に係る必要な情報収集及び分析調査を行ない、監督・指導能力の課題点を財務省職員と共有する。

(6) 対象地域

キエフ

(7) 関係官庁・機関

ウクライナ財務省

ウクライナ国立銀行（中央銀行）（National Bank of Ukraine）

ウクライナ国営銀行 3 行（Oschadbank、Ukreximbank、Ukrghazbank）

3. 本件調査の目的

昨今のウ国を取り巻く環境は流動的であり、かつ JICA 事務所が設置されていないゆえに状況把握の難しさがあり、第 2 回国別研修を含め、更なる支援を効果的に実施するうえで、ウ国政府が実施中の国営銀行部門改革の進捗や金融セクターの最新状況を把握して課題を洗い出しておく必要がある。また、調査結果や気づきの点を、派遣中の長期専門家の活動や国別研修に対して活用することも必要とされている。

それら状況を鑑み、公的金融や金融規制・監督の枠組みや国営銀行の状況などを把握する金融セクター調査を実施し、その結果や派遣中の長期専門家の助言も踏まえて状況を把握する（第 1 次現地調査）。第 1 次現地調査期間中に、第 1 回国別研修参加者を集め、研修参加後の各所属先における取り組み状況や課題共有などのためのフォローアップのワークショップを開催する。また、第 2 回国別研修参加者が内定していれば、同ワークショップに含める。

第 2 次現地調査では、第 1 次現地調査を踏まえた追加調査を行うと共に、第 2 回国別研修参加者を集め、研修参加後の各所属先における取り組み状況や課題共有などのためのフォローアップのワークショップを開催する。

4. 業務の範囲

本業務は、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務と派遣中の財務大臣アドバイザー（長期専門家）や国別研修との関係
長期専門家の活動や国別研修と並行して実施するもので、その成果達成に貢献するものである。本業務の活動や調査結果等については、ウ国政府側への報告とともに専門家とも情報共有する必要がある。

(2) 業務の構成

本業務は金融セクター調査とフォローアップ・ワークショップの 2 つの活動により構成されており、調査結果を取りまとめてウ国政府への提出や、フォローアップ・ワークショップを通じて国別研修の成果の確認等が求められている。

(3) 金融セクター調査

調査前にワークプランを作成し、JICA、ウ国財務省・中銀、長期専門家に説明すること。

ウ国財務省・中銀による金融規制制度や公的金融にかかる情報を収集し、日本の制度と比較し、課題、改善点などがあれば分析する。

なお、本調査の実施に際しては、長期専門家によるサポートも受けつつ、ウ国財務省から中銀に対して協力依頼が行われることにより、本調査従事者が各種情報を円滑に入手できるように手配される見込みである。

(4) 調査結果の国別研修への活用

研修員が国別研修を通じて、政府系金融機関と民間金融機関が健全性を確保しながら併存し、破たん処理の経験もある日本の金融セクターの現状やその金融規制・監督の枠組みや関連機関について学び、帰国後に自身の業務に反映させて、ウ国の国営銀行部門改革への貢献できるよう、現地にてフォローアップ・ワークショップを開催して知見の共有や理解度向上を図るものである。

(5) 公共財政管理の視点

案件で実施する調査活動にあたっては2013年3月15日付「公共財政管理分野におけるJICA技術協力の効果的な実施のための行動規範」を踏まえ、相手国の公共財政管理制度を把握したうえで、中長期的な視点の下、先方カウンターパートの能力向上支援を行うこととする。

【URL】

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/20130315JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/20130315JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf)

6. 業務の内容

本業務は、2016年11月～2017年2月にわたり実施することとし、「2. 長期専門家の概要 (7) 関係官庁・機関」及び民間銀行、国際機関などを対象として、「5. 実施方針及び留意事項 (1)～(5)」を踏まえ、以下の(1)～(2)の業務を実施する。コンサルタントは、現地作業及び国内作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案すること。

(1) ウクライナ国の金融セクター調査

把握する内容は、具体的に以下の通り。

- ・金融セクターの概況

- ・金融規制・監督の枠組み
- ・公的金融の現状
- ・民間金融機関の現状
- ・金融セクターの課題
- ・日本の金融制度との比較および日本の経験の活用可能性
- ・他ドナーによる関連支援

その他に把握すべき事項があればプロポーザルで提案すること。調査結果について取り纏めた現地作業結果報告書を作成し、ウ国政府、長期専門家、JICAに報告する。期間は第1次現地調査で10日間程度、第2次現地調査で1週間程度を想定する。結果を取りまとめ、下記(2)のフォローアップ・ワークショップ開催結果と併せて、現地業務結果報告書をJICAとウ国政府に提出する。

(2) フォローアップ・ワークショップ

JICAが2016年7月に実施した第1回国別研修を通じて研修参加者が得た知見を、ウ国の金融規制制度の見直しや国営銀行部門改革にどのように活用しているか、または活用していく考えなのか、意見交換しつつ研修成果を確認するために、上記(1)の第1次現地調査期間中に1回、第2次現地調査期間中に1回開催すること。また、それらフォローアップ・ワークショップにおいては、第2回国別研修参加予定者（もしくは内定者）も対象として、効果的な実施と成果の達成を目指して、事前に日本の状況に対する知見共有などを行う。対象者は、それら国別研修の参加者、及び上記見直しや改革に対する責任者も参加するように検討し、長期専門家も参加することとする。フォローアップ・ワークショップ開催結果の報告書を作成し、JICAに報告する。(現地業務結果報告書)

想定する本業務スケジュール案は以下のとおりであるが、プロポーザルにおいてより適切なスケジュール案があれば提案を行なうこと。なお、現地作業の実施にあたっては、各作業内容に沿った適切な作業期間を確保し、効率的な情報収集・調査を行い、研修やフォローアップ・ワークショップを実施すること。

2016年11月上旬 第1次国内作業

- ・既存の情報・資料の分析により、ワークプラン策定等を行う。
- ・出発前にJICAと協議する。

2016年11月上中旬 金融セクター調査と第1回フォローアップ・ワークショップ(第1次現地作業)

- ・ウ国関係者および長期専門家とのキックオフミーティングの開催。ワークプランを説明、ウ国側の合意を得る。
- ・調査結果をとりまとめ、ウ国政府に報告し、調査内容で把握した公的金融と金融規制・監督の枠組みに関わる課題に対する提言を作成し、長期専門家、ウ国政府

に説明する。

- ・ 第1回国別研修参加者及び第2回の参加予定者もしくは内定者との意見交換や、研修成果達成のための理解度確認のためにフォローアップ・ワークショップを開催する。
- ・ 終了時に長期専門家に報告する。

2016年12月頃 第2次国内作業

- ・ 第1次現地作業について、帰国後に業務状況を JICA に報告するとともに、業務計画や各報告書の内容について協議する。
- ・ 第2次現地作業で実施する金融セクター調査及び、第2回フォローアップ・ワークショップ開催のための準備を行う。

2017年1月下旬頃 金融セクター調査（追加的調査）及び第2回国別研修参加者を集めたフォローアップ・ワークショップ（第2次現地作業）

- ・ 第1次現地作業を踏まえた追加調査を行う。
- ・ 第2回国別研修の参加者、関係者を含めて、意見交換を通じて研修成果の確認のために開催する。
- ・ 終了後にウ国政府、長期専門家に報告する。
- ・ 結果を JICA に報告し、報告書内容について協議する。

2017年2月上旬頃 帰国後整理

- ・ 金融セクター調査とフォローアップ・ワークショップの結果を業務完了報告書に取りまとめ、完成させる。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文：5 部
ワーク・プラン	業務開始から約 1 ヶ月後	英語：20 部
現地業務結果報告書	第 1 次現地調査終了時	英語：20 部 和文：5 部
業務完了報告書	契約終了時	和文：10 部 英語：20 部 CD-R：5 枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、当機構とコンサルタントで協議、確認する。

1) 業務計画書記載項目（案）

- a) 本業務の概要（背景・経緯・目的）
- b) 本業務実施の基本方針
- c) 本業務実施の具体的方法
- d) 本業務実施体制
- e) 業務フローチャート
- f) 要員計画
- g) その他必要事項

2) ワークプラン

記載項目（案）は基本的に1) 業務計画書と同じであるものの、個別専門家およびウクライナ財務省が合意した内容を記載する。

3) 現地業務結果報告書（案）

- a) 現地業務の具体的内容
- b) 業務の達成状況
- c) 現地業務により確認された今後に向けた課題および提言

4) 業務完了報告書（案）

- a) 本業務の概要（背景・経緯・目的）
 - b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- 添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）
- ①業務フローチャート
 - ②詳細活動計画
 - ③専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
 - ④その他活動実績

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗
- イ 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

以下の期間において業務を実施する。

2016年11月上旬～2017年2月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約4.04 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／金融セクター調査1（2号）

イ 金融規制・監督の枠組み（1号）

ウ 金融セクター調査2

なお、上記イ 金融規制・監督の枠組みについては、それらに係る国内外における業務経験があることが必須。上記アに関しては、途上国における金融セクター調査経験があることが望ましい。

3. 貸与資料等

以下の資料を産業開発・公共政策部（連絡先：行財政・金融チーム 03-5226-6919）より貸与する。

- JICAが直営で実施した第1回国別研修「政府系金融機関および財政投融资の役割」の参加者リスト、スケジュール、参加者によるクエスチョネア回答
- 長期専門家「財務大臣アドバイザー」中間報告書（内部資料のため適宜抜粋）

以下についてはJICAウェブサイトからダウンロード

・「ウクライナ国 財務大臣アドバイザー」プロジェクト基本情報

【URL】

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/1572a55e59ffe7aa49256f9e0022ffca/0e73f4ccc3efed1249257f090079e55f?OpenDocument>

・平成25年3月15日付「公共財政管理分野におけるJICA技術協力の効果的な実施のための行動規範」

【URL】

[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/\\$FILE/20130315JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1001.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/1c99f7f2a4d2250249257b1700325807/$FILE/20130315JICA%20PFM%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AETA%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E7%9A%84%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf)

4. 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地での留意事項については、海外安全ホームページ及び在ウクライナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICA 産業開発・公共政策部および中東・欧州部と常時連絡が取れる体制を取り、現地作業時に緊急連絡網を JICA 産業開発・公共政策部および中東・欧州部に提出する。

5. 不正腐敗の防止

本調査の実施に当たっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

6. その他留意事項

- ・ 業務実施上の必要に応じ、ウ国での現地作業実施時等に通訳・翻訳要員（英語-ウクライナ語）を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積りに含めること。
- ・ 外国人人材の活用については、現地の政治情勢を十分に配慮すること。
- ・ 本業務の業務内容については、現在ウ国政府が実施中の国営銀行部門改革の進捗や政治状況如何で、調査項目その他業務内容に変更が生じる可能性がある。したがって、共通の前提条件で見積もり積算することが困難であることから、調達方式について、価格競争（総合評価落札方式）になじまないため、企画競争（プロポーザル方式）で行うこととする。

以上